

職員の再任用に関する条例

平成 26 年 8 月 19 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項、同条第 2 項及び第 3 項（法第 28 条の 5 第 2 項及び第 28 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員の再任用（法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずる者)

第 2 条 法第 28 条の 4 第 1 項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者又は法第 28 条の 3 の規定により勤務した後退職した者に準ずるものとして条例で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 25 年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

(任期の更新)

第 3 条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第 4 条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前でなければならない。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の定年等に関する条例（平成 1 1 年彩の国さいたま人づくり
広域連合条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 2 8 条の 3 並びに第 2 8 条の 4 第 1 項及び第 2 項」を
「及び第 2 8 条の 3」に改める。

第 5 条を削る。